

◎所得から差し引かれる金額

Table with 3 columns: 所得から差し引かれる金額, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦・ひとり親控除, 勤労学生控除, 障害者控除, 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養控除, 基礎控除, 雑損控除, 医療費控除.

申告書の書き方

[申告書表面]

必ず個人番号(マイナンバー)を記入してください

令和6年度 市民税・県民税 国民健康保険料 介護・後期保険料 申告書

Form for tax declaration including fields for residence (甲府市丸の内1-18-1), agent name, and personal number (012345678901).

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Table showing tax deductions: 社会保険の種類 (国民健康保険 292,700円), 地震保険料控除 (30,000円), 障害者控除 (121万円), 基礎控除 (43万円), etc.

Table showing income and deductions: 収入金額 (2,100,000円), 所得金額 (3,223,482円), 基礎控除 (43万円), etc.

◎基礎控除額

Table for basic exemption amounts: 合計所得者金額 (2400万円以下 43万円, 2400万円超2450万円以下 29万円, etc.)

※「合計所得金額」とは、「総所得金額の合計」が分離課税の各所得金額(譲渡は特別控除前の額)の合計額をいいます。

令和6年度から適用される個人住民税の主な改正

- 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一
上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまで所得税とは異なる課税方式を選択してきましたが、令和6年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。
国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
令和6年度より、扶養控除の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の者が除外されることになりました。ただし、以下の者は扶養控除の対象とすることができます。
1.留学より国内に住所および居所を有しなくなった者
2.障害者
3.その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
※詳しくは甲府市ホームページをご覧ください。

◎所得金額

Table for income types: 営業等, 農業, 不動産, 利子, 配当, 給与. Includes a table for gift and income tax calculation.

Table for gift tax calculation: 贈与等の収入金額(A円) vs 贈与所得金額. Includes a table for public pension and other income.

Table for special deductions: 総合譲渡, 一時, 分離譲渡, 分離配当, 株式等の譲渡, 先物取引, 山林, 退職.

◎人的控除の控除額

Table for personal deductions: 配偶者控除 (配偶者の合計所得金額), 扶養控除 (申告者の合計所得金額), etc.

◎所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア 特別障害者に該当するイ 年齢23歳未満の扶養親族を有するウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除=(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×0.1
2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除=(給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円))-10万円
※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。